

市報第20号

令和3年度横浜市一般会計補正予算（第4号）についての専決
処分報告

令和3年度横浜市一般会計補正予算（第4号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和3年8月13日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和3年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

令和3年度横浜市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度横浜市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 99,977 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,025,676,842 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
23 繰越金		千円 1	千円 99,977	千円 99,978
	1 繰越金	1	99,977	99,978
歳入合計		2,025,576,865	99,977	2,025,676,842

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		74,101,534 ^{千円}	99,977 ^{千円}	74,201,511 ^{千円}
	9 選挙費	3,479,115	99,977	3,579,092
歳出合計		2,025,576,865	99,977	2,025,676,842

一般会計補正予算(第4号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

款 項 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区	分 金額 千円	
23 繰越金	1	99,977	99,978			千円
1 繰越金	1	99,977	99,978			
1 繰越金	1	99,977	99,978	(1) 前年度繰越金	99,977	
歳入合計	2,025,576,865	99,977	2,025,676,842			

2 歳 出

款 項 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源			区 節 分 額 千円	説 明
				特 定 財 源 千円	財 源			
					国県支出金 千円	債 務 千円		
2 総 務 費	74,101,534	99,977	74,201,511	-	-	99,977		
9 選 挙 費	3,479,115	99,977	3,579,092	-	-	99,977		
4 市 会 議 員 費 選 挙 費	-	99,977	99,977	-	-	99,977	1 報 酬 3 職 員 手 当 等 (7) 超 過 勤 務 当 手 (9) 管 理 職 特 別 勤 務 手 当 (10) 休 日 給 (11) 夜 勤 手 当 4 共 済 費 (1) 社 会 保 険 料 7 報 償 費 8 旅 費 (1) 費 用 弁 償 (2) 普 通 旅 費 10 需 用 費 (1) 消 耗 品 費 (3) 食 糧 費	市 会 議 員 選 挙 費 (市 議 会 議 員 磯 子 区 選 挙 区 補 欠 選 挙 執 行 に 伴 う 補 正) 99,977

款	項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			節		説明	
					特	定	財源	区	分		金額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
					国県支出金	債	一般財源	(4) 印刷製本費		4,188	
					市	その他		(6) 繕料		100	
								11 役務費		8,340	
								12 委託料		45,875	
								13 使用料及び賃借料		3,177	
								18 負担金補助及び交付金		7,647	
歳	出 合 計	2,025,576,865	99,977	2,025,676,842	-	-	99,977				

補正予算給与費明細書

1 特別職

区	分	職員数	給						与				共 済 費	合 計	備 考
			報酬	給料	通勤手当	期末手当	退職手当	計							
補正前額	長等	8	—	108,768	366	48,403	56,534	214,071	16,602	230,673					
	議員	86	1,446,646	—	—	—	—	1,446,646	214,987	1,661,633					
	その他	23,440	2,764,107	—	1,570	386	—	2,766,063	18,824	2,784,887					
	計	23,534	4,210,753	108,768	1,936	48,789	56,534	4,426,780	250,413	4,677,193					
補正額	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	その他	146	2,224	—	—	—	—	2,224	—	2,224					
	計	146	2,224	—	—	—	—	2,224	—	2,224					
合計	長等	8	—	108,768	366	48,403	56,534	214,071	16,602	230,673					
	議員	86	1,446,646	—	—	—	—	1,446,646	214,987	1,661,633					
	その他	23,586	2,766,331	—	1,570	386	—	2,768,287	18,824	2,787,111					
	計	23,680	4,212,977	108,768	1,936	48,789	56,534	4,429,004	250,413	4,679,417					

○ 通勤手当には、特別職非常勤職員に係る通勤手当相当分を含む。

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給				与			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給	料	職 員 手 当	費 計					
補正前の額	[1,449] (19,350) 35,904	千円 20,654,827	千円 144,524,006	千円 142,475,957	千円 307,654,790	千円 58,204,551	千円 365,859,341				
補正額	[-] (11)	842	-	17,858	18,700	10	18,710				
合 計	[1,449] (19,361) 35,904	20,655,669	144,524,006	142,493,815	307,673,490	58,204,561	365,878,051				

○ [] 内は再任用常時勤務職員数、() 内は再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で、いずれも外数である。
 ○ 職員手当（通勤手当）には、会計年度任用職員に係る通勤手当相当分を含む。

職 員 手 当 補正額の内訳	区 分	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	管 理 職 員 当 特 別 勤 務 手 当	休 日 給	夜 勤 手 当
補正前の額		6,510,101	6,612,313	6,855	1,968,049	376,233
補正額		88	16,855	144	744	27
合 計		6,510,189	6,629,168	6,999	1,968,793	376,260

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給				与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当	費計	共済費	合計	備考		
補正前の額	人 〔1,449〕 (597) 35,904	千円 —	千円 144,524,006	千円 136,742,456	千円 281,266,462	千円 54,747,999	千円 336,014,461			
補正額	〔—〕 (—)	—	—	17,770	17,770	—	17,770			
合計	〔1,449〕 (597) 35,904	—	144,524,006	136,760,226	281,284,232	54,747,999	336,032,231			

○〔 〕内は再任用常時勤務職員数、()内は再任用短時間勤務職員数で、いずれも外数である。

職員手当 補正額の内訳	区分	通勤手当	超過勤務手当	管理職 特別勤務手当	休日	日給	夜勤手当	職員手当	
								普通	手当
補正前の額		千円 4,895,299	千円 6,612,313	千円 6,855	千円 1,968,049	千円 376,233	千円 —	千円 —	
補正額		—	16,855	144	744	—	—	27	
合計		4,895,299	6,629,168	6,999	1,968,793	376,260	—	—	

参 考**地方自治法（抜粋）**

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第4項省略）

